

近代ドイツにおける「宗教」の含意

——民族主義的宗教運動の公認「宗教」へ向けての闘争を事例として——

久保田 浩

△論文要旨△ 近代ドイツ宗教史は、政治的・社会的に影響力を有し、法的にも保護されていたローマ・カトリック、プロテスタント両教会の歴史である一方、社会の近代化・世俗化に伴う非キリスト教的宗教・世界観団体の興隆の歴史でもある。本稿では、十九世紀から二十世紀にかけて、特にナチ政権初期の「宗教（団体）」の法的規定及び社会的認知様態を、当該の政治的情況との関連で問い、民族主義的宗教運動を事例として、「宗教」概念が如何に政治的闘争概念として使用され、その社会的認知が変容したかが分析される。民族主義的宗教運動の歴史は両教会による「宗教」の独占に対する闘争の歴史と捉えられる一方、「宗教」概念の政治的含意の変遷の歴史としても考察され得る。即ち、両教会が体現している「宗教」の政治性という背景で成り立った非キリスト教的宗教団体の「宗教的」主張は、不可避的に政治性を帯びざるを得なかったのである。

△キーワード△ 民族主義的宗教運動、自由宗教運動、宗教団体、宗教的自由主義、国家社会主義（ナチズム）

一 問題の所在

ドイツ宗教史において、「宗教」及び「宗教団体」という概念が孕んでいる問題性は、宗教権力と政治権力との伝統的な拮抗・癒着関係に起因している。ヨーロッパにおける「宗教」とは、ヴェストファリア条約以後は国家・領邦公認のローマ・カトリシズム、ルター派、或いは改革派の謂であった。他方、「諸宗教団体」なる概念は、近代社会の宗教的多元化を前提として登場して来たが、両キリスト教会が享受する社会的特権から実質的に帰結す

る、「宗教」の独占情況は、近代ドイツ社会においては基本的に揺らいでいない。

小論では、或集団が法的・社会的に「宗教団体」として認可・認知されるという事態が、如何なる政治的・宗教的情況の中で可能であるかという問が設定される。まず、一八四九年のフランクフルト国民議會での憲法決議以降、ナチ体制が確立するまで、即ち産業革命が加速度的に社会變動を惹起し、近代化、都市化が急速に進行し、それに付随して宗教の領域では世俗化が助長され、教会離籍及び多様な宗教的・世界觀的団体が続出した時代に見られる、「宗教」の法的規定並びに政治的理解が概観される。そして、教会の内外で宗教的覇權を巡る闘争が顕在化し、「宗教団体」であることの社会的意義が激しく問われた時期であるナチ体制初期に焦点を絞り、非キリスト教的宗教団体が宗教地図の中で占めていた位置を確定し、一事例として、特殊近代的宗教現象である民族主義的宗教運動に見られる、公認「宗教」へ向けての言語使用の検討を通じて、近代ドイツにおいて「宗教」概念が有していた含意を考察する。その際、方法的には、概念の含意分析に基づく宗教史記述が、主題的には、歴史的に「宗教」を独占してきたキリスト教会自身による歴史記述である「教会史」という枠組とは一線を画した宗教史記述が目指される。

二 近代ドイツにおける「宗教（団体）」の法的・政治的理解とその実態

「宗教団体」という概念が法的概念として現れて来たのは、三月革命後のフランクフルト憲法においてである。そこでは、絶対主義体制下に見られた近代国教会制は否定され、教会には独自の、国家から独立した宗教的課題を担う存在としての意義が与えられている。この概念はその内容規定共々、プロイセン憲法へ、更にヴァイマル憲

法へと継承されることになる。⁽²⁾

帝制期には市民の公的生活が教会による制度的規制から次第に解放されていったが、二つの教会が特権を享受するという事態には変化がなかった。⁽³⁾ 何故なら、「宗教団体」という概念の下に理解されている集団は、第一義的には二つの大教会であり、小規模な宗教団体は法的規定枠外に置かれていたからである。⁽⁴⁾ こうした国家による特定宗教団体の保護という旧体制の残滓は、それらに公法人格を賦与するという機構の中に見出される。注目すべきは、十九世紀中に各領邦内で施行された憲法及び諸法律によれば、公法人格というものが法的な特権の賦与というよりも、寧ろ政治的含意を有する象徴であった——公法人として認められた教会が特定の権利や義務を有することを述べるのではなく、私法上の諸団体とは明確に異なつた存在であるという所与の事実を改めて確認するという機能を担っていた——ことである。⁽⁵⁾

十一月革命による帝制の崩壊は、それに対応する宗教制度の現実的変革を齎さなかった。ヴァイマル憲法は、全ての宗教団体に同等の法的資格を与え、原則的には特権を享受する「教会」を認めず、全てを「宗教団体」として規定した。けれども、旧来からの国家と教会との結合関係はこうした理念的規定によつて払拭された訳ではない。新憲法は確かに、それまで公法人格を有していなかった団体にも公法人格獲得の道を開いたが、現実には一九一九年以前に公法人であつた団体と、それ以後に申請して公法人格を獲得した団体とは待遇に差があり、公法人格賦与規定は、事実的にはそれまで教会に与えられていた特権を保証し追認する装置であるという事態には変化がなかった。⁽⁶⁾ 更に、所謂「教会」と公法人格を有する他の宗教団体との待遇の差も顕著であつた。⁽⁷⁾

このように、帝国憲法が政教分離を唱え、宗教の自由を謳っているとしても、「王座と祭壇」との結合という旧

体制から完全に解き放たれている訳では決してない。これは、憲法自体の問題点でもあるが、現実的には、ヴァイマル共和国を特徴づけている頻繁な政権交代及び複雑な権力地図が、帝国憲法の謳う理念の実現化を妨げることになった。両教会は、こうした不安定な政情の中で、憲法内部に残存している旧体制的要素を存分に利用することが出来たのである。こうして、少なくとも法的な次元では保証されていた政教分離は、時代と共に形骸化していくことになる。⁽⁹⁾

一九三三年のヒトラー政権掌握によって開始されたナチズム政権は、当初は確固とした教会政治的政策を提示せず、その年の政治的情况に乗じて、ヴァチカンと帝国政教協約を締結し、他方、強制的同質化政策の枠内で、全州教会から成る「ドイツ福音主義教会」を成立させ、まずは両教会との教会政治的一致を図った。⁽¹⁰⁾ 党の宗教政策は、前年の「ドイツキリスト者」運動の設立によって本格的に開始されていたが、「実定的キリスト教」を掲げる党綱領第二四条及び三三年三月の帝国議会におけるヒトラー演説に見られるキリスト教的ポーズが、福音主義教会内部の保守層・民族主義的陣営に評価され、新体制は親キリスト教的であると歓迎された。⁽¹¹⁾ しかし、全ドイツ的な「帝国教会」形成に関する諸問題を契機に、福音主義教会内部の抗争が拡大し、「ドイツキリスト者」に対抗する陣営に対し、政府は弾圧の手を強めていく（所謂「教会闘争」⁽¹²⁾）。更に、ほぼ三六年以降、政権基盤の確立を契機に、ナチズムにイデオロギー的に内在していた反教会的立場が顕在化し、それがヴァイマルの理念である政教分離の具体化へと展開していくことになる。⁽¹³⁾ その過程は、まずは教会の非政治化として捉えられる。そこでは、教会という社会的制度がそれまで有して来た政治的要素を除去することが目指された。第二段階としては公的生活の非キリスト教化が遂行された。この段階での政府の目的は、「宗派混合学校」の導入という政策に集約されている。それま

では、初等・中等教育機関は、特定の宗派に拘束されていたが、それを撤廃して宗派的区別のない学校制度の導入が目指されたのである。このような、教会側からすれば、教会的特権の侵害を意味した政策においては、国家と教会との分離が目標として設定されていた訳ではなく、教会を完全に政府の支配下に置くことで、公共生活の非キリスト教化を容易にすることが第一義的目標であった。¹⁴⁾

こうした目的を遂行し、福音主義教会を巡って生じた問題を解決する為に、幾多の曲折を経た後、一九三五年に「教会関係事務担当帝国國務省」(以下、教会省と略)が設立された。¹⁵⁾ここで目指されたことは、伝統的に曖昧なままで放置されていた教会と国家との関係を——党はこの問題が未解決であることを鋭く嗅ぎ取っていた——ナチズム的な観点から新たに規定することであった。教会省の主張によれば、ナチ政権下では、宗教は個人的な問題として、所謂信教の自由は確かに認められるが、宗教の名の下に「宗教的に粉飾された政治的要求が隠されている場合は除外される」ことが前提とされており、¹⁶⁾教会の政治性を排除しようとする意図が明瞭に窺われる。

この時代にも伝統的な「宗教団体」という概念が法的次元で継承されている。「宗教団体」は公法人であることが明記されているが、その意味は、「宗教団体」に対して与えられる国家からの保護や特権ではなく、それが国家の監視下に置かれているという点である。他方、全ての宗教団体に同等の資格が賦与されているが、公法人格を有することで他の団体よりも特権的地位にあるような団体が存在すること、そして両教会のように、公法人格を有する他の団体よりも国家と密接な関係にあるような団体が存在するという現状が認識されており、こうした差異的情况の撤廃及び均一化が将来的目標として掲げられている。¹⁷⁾ここでは、公法人格という法的規定の意義は全く顧慮されていないことが解る。

一方、教会省内のローマ・カトリック教会部局は、カトリック教会に関する事項を、プロテスタント教会部局は、ドイツ福音主義教会並びに他の小規模な宗教団体及び「ゼクテ」を管轄している。では、カトリック教会、ドイツ福音主義教会と並んで、或いはそれらの陰で、その他の宗教団体は如何に位置付けられていたのであろうか。⁽¹⁸⁾

第一に挙げられるのは、古カトリック教会、正教会（ロシア正教会系）等の、伝統的に国家との関係が深い団体である。これらは例外なく公法人格を賦与されており、国家から補助金を給付されている。第二に挙げられている「自由教会」という概念の下に包括されている団体は、国家補助金を受けていないが、その内には公法人格を有する団体が多数存在する。第三に、所謂「ゼクテ」と呼称された諸団体が存在する。教会省の定義に従えば、国家との制度的関係を有さず、多かれ少なかれ独自の宗教的（場合によっては非宗教的）思想を有するものである。第四に、宗教帰属名に「神信仰」と記すことを許された人々が挙げられる。新たに導入された宗教帰属名である「神信仰」は、特定の宗教団体に所属していない人間（特に、教会から離籍したナチ党員）が使用出来るように取り計らわれたもので、公的生活の非キリスト教化政策の一環である。第五に、主にドイツに居住している外国人から成る極めて小規模な団体として、仏教及びイスラムの諸団体の存在が確認されている。教会省の定義では、ユダヤ教は宗教団体としては理解されていない⁽¹⁹⁾。

このようなナチ党による宗教関係の規定は、若干の例外を除いて、ヴァイマル期の宗教規定を継承している。それは、ヴァイマル期に理念として設定されたが退行的な過程を辿っていった政教分離政策の延長線上に位置している一方で、伝統的な教会高権的な制度の一変形を呈している。しかし、ヴァイマル的な自由主義的・民主主義的理念からではなく、全体主義的欲求に基づき、両教会の公的生活での影響力を削減することで、ヴァイマル

共和国が達成し得なかつた政教分離を具体化しようとしている。ナチ政権にしてみれば、両教会の政治的発言力が事実に強大であつたからこそ、その力の排除を画策したのであり、以上述べたナチ政権の宗教政策は、両教会の特権的地位が三三年以降も揺らいでいないことの証左である。一九年以降、更に三三年以降に公法人格が他の宗教団体にも賦与されたという事実は、決してこれらの団体に教会と同等の社会的特権が与えられたことを意味してはいない。既述のように公法人格というものが明確には定義されておらず、教会が特権的団体であることを追認する象徴としての政治的含意が先行していた概念であつた故に、或団体が公法人格を獲得したとしても、それは第一義的には当該団体の自己理解と相関するものであり、必ずしも社会内で実際の利益を齎すものではなかつた。⁽²⁰⁾十九世紀中葉から第二次大戦に至るまで、自由主義化、議會制民主主義化、更に全体主義化という政治的変動過程の中で、「宗教団体」として社会的認知と特権を享受していたのは常に両教会であつたのであり、故に逆説的ながらも、社会的承認の証として、公法人格を備え、国家によつて承認され、両教会と形式的にであれ同権の「宗教団体」として認められることを希求した宗教団体が現われてきたことは決して不可解な現象ではない。こうした団体の殆どが非或いは反教會的立場であつたことも、近代的市民階級の台頭と平行した反教権主義の一潮流として理解される。それは、「宗教団体」或いは「宗教」という名称の独占状態に対する闘争の歴史であり、非「宗教」の「宗教」としての認知を求める闘争の歴史でもあつたのである。しかし、この闘争が特殊な政治性を帯びざるを得なかつたことがナチ前期の特徴であり、ひいては近代ドイツ宗教史の一性格であることは、後段で考察される。

三 近代ドイツの非教會的「宗教団体」——民族主義的宗教運動——

公法的な特権を享受していない宗教団体の情況は、不可避的に兩教會の陰面としての様相を呈している。以下では後段との関連から、民族主義的宗教運動の歴史を中心にこうした陰面の様相を記述する。

近代ドイツには、諸々の政治的、社会的イデオロギーが誕生、展開していた。⁽²¹⁾けれども、こうしたイデオロギー的諸潮流の中で組織化の道を歩んだ団体は、宗教団体というよりも特定のイデオロギーに基づいた世界観団体として規定され得る性格のものが多し。帝制期においては、こうした世界観的団体は自らを「宗教」団体として理解せず、寧ろ特定のイデオロギー的立場（啓蒙合理主義、機械主義的自然科学、社会主義等）に基づき、宗教なるもの一切からの自由を主張していた。

こうした世俗的「非宗教」と並んで、意識的に「宗教」として自己を意識していた団体の数は、十九世紀初頭以来増加の一途にあるが、その規模も成員数も上述の世俗的団体と同様に、社会的な一大勢力になる程には成長していない場合が多い。けれども、ドイツ精神史及び宗教史において、こうした非教會的宗教団体が有する意義は看過され得ない。それは、近代化に伴う社会成層の変動が生み出した教養市民階層を母胎とする精神運動としての意義であり、社会内の伝統的な宗教構成を打ち崩す原動力としての意義である。

民族主義的宗教運動の宗教史的意義を理解する為には、まず「自由宗教者」の運動に関して簡単に述べておく必要がある。この運動の起源は、啓蒙合理主義的な宗教批判の伝統の中から生まれてきた反ドグマ主義、合理主義的な宗教理解等の反教會的・反教権的な自由主義的思潮に認められる。⁽²²⁾ 政治的な舞台では一八四八年のブルジョワ自

由主義革命の指導者層の一部に担われ、後には社会民主党員の間信者を獲得していった。又個々の集会の次元では、既に三月革命以前に公法人格を取得しており、学校での宗教授業も独自に実施する権利を有していた。従って、自由宗教の運動には当初から一定の社会的認知が伴っていたことが解る。

ヒトラー政権の発足によって、多数の社会主義者を擁していた自由宗教運動は、次第に強まる弾圧の風に曝され、存続の危機に瀕していた。そこで、同様に非教會的な自由主義勢力と看做されていた民族主義的宗教団体と接触し、「ドイツ信仰運動」(以下、「信仰運動」と略)⁽²⁴⁾設立に関与することになった。けれども、「信仰運動」へ集結した諸団体内部の確執から、自由宗教者の一部は「信仰運動」設立直後に他の自由主義的な宗教団体と共に離脱し、他の一部は協賛団体として「信仰運動」内部に留まったものの、三四年末にマルクス主義的活動の嫌疑で禁令を下された。⁽²⁵⁾

こうした、政治的には社会民主主義或いは自由主義左派の潮流に属し、宗教的には反教権主義並びに宗教的自由主義を掲げ、観念論的な理性宗教の立場に立っていた自由宗教運動と、三二年以降、協力関係を打ち立てたのが、民族主義的宗教運動である。十九世紀初頭、解放戦争及び三月革命以前の自由主義的雰囲気の中で、所謂「ゲルマン」的なるものに対する評価が政治的に昂まっていたが、それは宗教の領域ではゲルマン宗教の伝統への回帰或いはその再評価という形態で現われてきた。こうした傾向は主に、自由主義的プロテスタンティズムの土壌で育まれ、そこでの反ドグマ主義、反教権主義を受容しつつ、新たなドイツ的な宗教的アイデンティティの確立を喧伝した。⁽²⁶⁾「民族主義的」⁽²⁷⁾宗教団体という範疇に収め得る諸団体の幅は極めて広いが、思想史的に見れば、その起源はプロテスタント的な「ドイツ的宗教」という思想の中に見出される。⁽²⁸⁾その内、教会内部の潮流は三〇年代初頭に「ド

イツキリスト者」運動へと展開していき、その他の教会内外の自由主義的諸団体は、折々の政治的情況と連動しつつ、相互に接近しながらも諸力の結集には至らず、ヴァイマル末期を迎える。⁽²⁹⁾三〇年ごろから、ナチ党の台頭という政治的背景の中で再度統合の動きが見られ、三三年七月には、「ドイツ信仰運動」として集結し、翌年五月には組織的にも統合された。「信仰運動」に結集した諸団体の大部分は、反キリスト教的立場を明確にしており、「ゲルマン主義」、「ドイツ的信仰」、「北方的信仰」、「北方的宗教」といった標語で自己規定を試みていた。⁽³¹⁾「信仰運動」成立後は、自由宗教運動への禁令、急進的な民族主義者の離脱等を経て、親衛隊により指導者層が占拠され、三六年以降には独自の運動としての意義を急速に失っていく。「信仰運動」の指導者層が期待していたA・ローセンベルクやW・ダレといった、党内部の民族主義的イデオログからの支持が得られなかったことが、「信仰運動」の発展の障害となったのである。⁽³²⁾

以上のような民族主義的宗教団体の歴史は、教会がイデオロギー的にも組織的にも強大な影響力を行使している社会の中で、如何に非教會的宗教運動が展開し得たかという問に対するひとつの解答を与えてくれる。非教會的宗教団体の「宗教」としての社会的・法的認知を求める闘争には、「信教の自由」、「良心の自由」といった自由主義的理念が援用された。その際、この闘争はこれらの理念が一般に浸透して行つた帝制期及びヴァイマル期ではなく、ナチ政権下で顕在化して来た。ヴァイマル期においては、こうした自由主義的理念は、自らの活動の自由を保障してくれる自明の法的規定と看做されていたが、ナチズムの政権掌握以降は、政府の表向きの教会優遇政策と非教會的団体への圧力を契機に、これらの理念を社会内部で再認識させなければならないという意識が生まれてきたのである。その際、自らを両教会と並ぶ、否両教会以上に真摯に「宗教的」な「宗教」として提示することで、

その生存権及び社会的意義を喧伝したのであった。

四 民族主義的宗教運動の「宗教」へ向けての闘争

一九三二年までは、教会内外の民族主義的宗教運動は、民族主義的宗教性こそがナチズムの民族主義的性格に相応しいものであるという自己理解を有していたが、三二年七月末頃から論調に若干の変化が認められる。ある研究会では、「ドイツ研究サークル」の結成が提案され、九月にはある論文の中で、ドイツ的「信仰共同体」設立の提言が、後の「信仰運動」の指導者 J・W・ハウアーによって発表されている。このような「ドイツ研究サークル」、ドイツ的「信仰共同体」の構想が現れてきた背景には、同年五月に公にされた「信仰運動・ドイツキリスト者」の成立という事件があった。公に党からの支援を得て「ドイツキリスト者」が組織化されたことは、非教会的な民族主義的宗教運動による宗教的刷新という方向性が、この時点でナチ党自身によって否定されたことを意味した。

右に言及した論文でハウアーは、ドイツ民族の成員といえども各自の「信仰の運命」、即ち各自が内的な良心の声に従って如何なる宗教的立場に立つかは異なっていることを指摘し、異なった信仰の宗教者は相互の宗教的立場を尊重すべきであるという自由主義的な宗教的寛容を強調している。ハウアーの主張の核心は、教会の覇権主義的絶対性要求の拒否であり、非教会的宗教者が良心の呵責を感じることなく活動出来るような場の形成である。ハウアーの現状分析によれば、これまで「異教」として異端視され続けてきた民族主義的宗教運動が、「自らの存在権とドイツ人民の魂を獲得しよう」と、公然と、そして明確な目的を持って戦っている。この運動は、教会とは異なり、自らがドイツ民族の中の「唯一真正なる信仰」の保持者であるという主張を掲げはしない。宗教者が内に秘め

ている「真正なる信仰」はキリスト者、民族主義的（「インド・ゲルマン的」）宗教者に拘らず同一なものであるから、両者は「信仰そのもの」に根ざした「信仰共同体」として包括され、両者の間にドイツ民族の宗教的問題に関する有益な対話が生み出されなければならない。⁽³⁶⁾ こうした、諸宗教の根底に存在すると考えられた「信仰」を基盤にもつ対話の場として構想されていたのが、先に言及したドイツ的「信仰共同体」の理念であった。

更に、翌年一月初頭に開催されたある研究大会では、様々な宗教的立場の並存状況を踏まえた上での宗教的統一に関して議論された。⁽³⁷⁾ そこでのハウアーの主張は宗教的自由の実現である。宗教にとって本質的であるのは、個人人の決心とそれを許容する寛容である。個人人の内的な決心は決して侵されてはならない。国家は、宗教的統一の意志を宗教的画一化の意志と誤解しており、パーペン首相の主張する「キリスト教国家」という理念は現実に対応していない。そのような国家には、非キリスト者が活動する余地が存在しない。教会から離籍することで職を失わざるを得ない状況に追いこまれた人々もいる現状で、「キリスト教国家」の名の下に遂行される宗教の画一化はドイツ民族の将来にとって致命的である。⁽³⁸⁾ この研究大会では、非教會的宗教者の存在を重視するハウアーの宗教的自由主義の立場は、カトリック、プロテスタント双方の立場に立つ参加者からも、自由主義的なドイツ国家党に属する参加者からも評価されている。更に、ひとつの運動を開始することで「新たな宗派分裂」を惹起するのではなく、旧来の教会内諸力の自覚を促すべき点が強調され、三三年初頭に出版されたE・ベルクマンの『ドイツ国民教会』⁽³⁹⁾で表明されているような、ひとつの特定の立場からの企図は拒否すべきであることが確認されている。⁽⁴⁰⁾ この時点では、民族主義的宗教運動のドイツ民族にとっての存在意義が強調されており、他方、「キリスト教国家」という政治的言説が流布している状況で、非教會的宗教者に対する政治的弾圧が存在し、それが除去されるべきである

ことが指摘されている。

けれども、ヒトラーの政權掌握を契機に状況は急転する。ナチ党綱領第二四条（「実定的キリスト教」）を後ろ盾に、「ドイツキリスト者」の活動が活発化し、それまでは散発的な形でしか顕在化しなかった、非キリスト者に対する政治的弾圧が各地で本格的に開始された。公務員はキリスト者でなければその職から追われ、非キリスト者の子女は強制的に福音主義の宗教授業に参加させられ、非キリスト者の葬儀が妨害された⁽¹⁾。更に、突撃隊員が大挙して教会に加入し、教会を離籍していたナチ党員には再加入が命じられた⁽²⁾。こうした状況の中で、意識的に非教會的立場に立っていた民族主義的宗教運動は、それまで政治的期待を抱いていたナチズム自身によってその生存が脅かされていると認識するに至り、自らの宗教的立場の社会的・法的認知を求めて活動していかざるを得なくなったのである。従って、彼らが立場を明確にしようとすれば、不可避的に教会批判的言説——優遇されている教会の非宗教性に対する糾弾——が論調の基盤にならざるを得なかった。

後に信仰運動の指導者代理となるレーヴェントロウは、同年六月に、福音主義教会内部の抗争を揶揄しながら、そこでは宗教が問題とされているのではなく、教会の組織的問題に関わる教会政治が議論されていると指摘している。彼によれば、教会は重要な宗教的問題、即ち教会が固守する信仰箇条という本質的な問題には取り組んでいない。しかし、教会が信仰箇条を強制する限り、それを信じる事が出来ない人間は、自らの良心を欺いて教会という組織に留まり続けるか、良心の声に従い、教会から出るかを強いられる。非キリスト者を政治的圧迫の手段を使って「キリスト教化」しようとする教会の行為は、宗教的ではなく、「良きドイツ人たるには、良きキリスト者でなければならぬ」といった主張は、ドイツ国民全体がキリスト教的であるとは現実的に言い難い現状を鑑みれば、

教会による政治的プロパガンダ以外の何物でもない。重要なことは、教会が提示する信仰簡条を最早信ずることが出来ず、教会を否定するが、それでも宗教的である人々——キリスト教的団体、ドイツ・北方的信仰団体に属しているようが、或いは自由宗教者であろうが——に、「国家において、キリスト教会と同等の承認された権利」が賦与されることである。そして、これらの人々を包括する「完全なる〔法的〕資格を有した信仰共同体」が形成されなければならないのである。⁽¹³⁾

ここでは、前述のドイツ的「信仰共同体」とは別次元の言説が生み出されている。レーヴェントロウが要求しているのは、非教会と教会との間のフォーラムではなく、非教會的運動が結集して生み出される非キリスト教的「信仰共同体」とその法的認可である。自由宗教者に弾圧が加えられていたことと、民族主義的宗教者が、教会のみが優遇され自分たちは抑圧されていると認識していたことが契機となり、非教會的宗教者が結集して教会との「宗教的同権」を要求し始めていたことが、レーヴェントロウの発言の背景にあった。

その後、レーヴェントロウは、反教會的プロパガンダを戒めつつも、辛辣な教会批判を展開し続けている。「宗教と宗教的信仰簡条を政治的の為に濫用する」ことはドイツ的精神に反する。⁽¹⁴⁾ 国民の間に見られる宗教的真空を埋める為に教会が活動することに異議はないが、そこで援用されている強圧的手段は、宗教とも宗教的にも形容し難い。⁽¹⁶⁾ こうした教会批判を通してレーヴェントロウが要求しているのは、「宗教的自決権」であり、「宗教的自由」である。⁽¹⁷⁾ 宗教は自立した個人の良心の問題として捉えられるべきであり、国家や教会権力から強制されるのではないという点が強調されているのである。

他方、教会と非教会とのフォーラムとしての「信仰共同体」を構想していたハウアーは、六月に福音主義教会に

対する公開書簡⁽¹⁸⁾を公にし、信仰箇条に拘泥する教会の立場を批判するレーヴェントロウの立場に立ち、正統主義的な要求に屈従出来ない人々に対しても市民権を賦与するような、広範かつ寛容な組織へと教会が拡大されることを要求している。そのような「プロテスタント的かつドイツ的な」教会には民族主義的宗教者も喜んで加入するであろう。但し、教会がこうした提案を拒否する場合には、非教會的宗教者には「ドイツ信仰共同体」として結集する以外に選択肢がない。勿論その場合でも、両教会と「ドイツ信仰共同体」が共同で宗教的問題を論じる「ドイツ国民の宗教研究共同体」を設立して協働していくべきである。⁽¹⁹⁾ハウアーはここで、福音主義教会の宗派的狹隘を批判し、その組織的・内容的拡大を期待しつつも、「ドイツ信仰共同体」という形で非教會的勢力を結集する意志を明確に公表している。更に、以前から説いていた諸宗教間のフォーラムという構想も抱き続けている。教会はこの公開書簡に反応せず、民族主義的宗教者に福音主義教会内部で活動する余地を与えるというハウアーの提案は水泡に帰すことになった。

七月末に、非教會的宗教者が結集して成立した「信仰運動」の声明文には、教会批判的及び宗教的自由主義の言説が散りばめられている。「信仰箇条」と「教義」は「非ドイツ的」であり、「ドイツ的なものとして生れ出た信仰」には相応しくない。同様に、ドイツ信仰的な教師に対し、その職を放棄するか或いは良心に反して教会に加入するかという選択を強要するといった当局の行為も、ナチ党綱領に反しており、「非ドイツ的」である。我々の要求は、「生氣に満ちたゲルマン的・ドイツ的信仰の遺産に対して信仰を告白する我々に、信仰の権利——このドイツ的信仰の自由な行使と、我々の子女に対する、ゲルマン的・ドイツ的な模範を用いた独自の信仰授業と教育——が公法的に承認」されることである。「第三帝国に対して肯定的な姿勢を示し、宗教的自由の為に闘争する者は誰

でも、我々の仲間である」。このように述べた後で、ハウアーは公開書簡で言及した、「信仰運動」の代表者が相互の信頼関係に基づき、第三帝国内部の宗教問題に関して協議出来るような「ドイツ国民の宗教研究共同体」の設立を改めて要求している⁽⁵⁰⁾。けれどもこの時点での主張では、「我々の信仰の権利」が両教会と同等に保障されるべきことが明確に前提とされている点が看過されてはならない。重点は、新たに成立した民族主義的宗教団体の集合体である「信仰運動」の法的認可へ向けての闘争に置かれているのである。

このような「信仰運動」の闘争は、教会内部の自由主義的陣営から比較的好意的に受け止められた。特に、レーヴェントロウが張る論陣には「ルター派的音色」が聞き取られると自由主義左派の教会誌『プロテスタント誌』から評価されている⁽⁵¹⁾。こうした評価は、所謂「ヘスの条例」が十月に出された後に更に高まった。この条例は、ナチ党総統代理ルドルフ・ヘスが宗教的情況に関して指令したもので、「信仰運動」はそれを「宗教的自由」を巡る闘争における、教会に対する勝利と看做したのである。この条例では、信教及び良心の自由が明確に説かれ、宗教帰属による差別は許されることが強調されている⁽⁵²⁾。

この指令が実際に、「信仰運動」の闘争の結果として勝ち得られたものか否かには議論の余地があるが、重要なのは、この条例が「信仰運動」によってその闘争の成果として評価され、教会内の自由主義者もこの文脈で「信仰運動」を評価したという事実が指示する、当時の教会内外の宗教的認知様態である。更に重要な示唆を与えてくれる事件は、帝国副宰相パーペンが、ドイツにおいては「第三の宗派」などは容認されないと公言したことである。「第三の宗教」或いは「第三の宗派」といった言語使用は確かに非教會的陣営内部でも、自己規定として部分的に援用されていたが、「信仰運動」の指導部ではこうした自己規定は否定されていた⁽⁵³⁾。注目すべきは、「信仰運動」

に国家による認可が下されていかなかったこの時点で既に、「信仰運動」はマスコミの次元でも政治的言説の次元でも、ひとつのれっきとした宗教団体として、攻撃の対象としてであれ、認知されていた事実である。⁽³⁸⁾この点は、教会によって民族主義的宗教運動が「第三の宗派」、「新異教」として弾劾されている事実にも見出される。⁽³⁹⁾これは、教会内部の抗争と平行して、非或いは反教會的宗教運動として教会外部に宗教的敵が存在すると明確に意識されていたことを示している。このように、「信仰運動」の「宗教」へ向けての闘争では、教会内外の自由主義的陣営で援用されてきた闘争概念が利用されることで、その闘争が教会内の自由主義陣営に肯定的に認知される一方、政治的保守派の抱く教会・宗教観の枠内では、反教會的「宗派」の出現として弾劾され、教会からは新たな「異教」として排斥されたのである。そして「信仰運動」自体の自己理解では、既述のヘスの条例が、ナチズムによる肯定的評価そして国家による認可への里程碑と看做されたのである。その後の宗教史が示しているように、「信仰運動」の組織的衰退、教会闘争の展開等によって、「宗教」論争はナチ党と教会との間の論争へと移行し、言説は、「非宗教」であるナチズムと「宗教」としての教会という図式へと還元されてしまうが、三三年十、十一月当時の状況は、民族主義的宗教団体をも肯定的にであれ否定的にであれ、或一つの宗教性を代表し、影響力を有する「宗教(団体)」として理解するまでに、社会内の「宗教」に対する認知様態が変容していたことを示している。

五 結語——近代ドイツにおける「宗教」の含意——

上述の様に、自由宗教者と民族主義的宗教者との協力関係が事実的に成立したのはヴァイマル末期であったが、ドイツ近代宗教史並びに政治史を一瞥してみれば、両者は十九世紀初頭の政治的自由主義運動に共通の起源を

有し、反教権主義、反キリスト教主義（特に、反ローマ・カトリック教会）、ドイツ観念論、ドイツロマン主義等の思想財を共有し、民族主義、国家主義の刻印を帯びていることが理解される。但し、両者に特有な点は、こうした思想財を宗教的なイデオロギーへと改編し、否自らの宗教的イデオロギーをそれらの基盤の上にのみ打ち立てようとしたことである。従つて、両者の宗教性には多分に政治性が認められるのである。

政治性を有しているという事実は、例えば「宗教はキリスト教だけではない」、「キリスト教はドイツ民族の宗教であるか」という単純な発言に如実に現われている。ドイツ社会において、ユダヤ・キリスト教の伝統を有しない「宗教」なるものが存在するという発言は——それが学問的発言であれ、非キリスト教的宗教者の当事者的発言であれ——一般的な社会的認知に反するものである限り、そして、教会が事実に政治権力と依存関係にある限り、不可避免地に政治的言説として機能する。換言すれば、こうした発言は、「宗教」の定義の問題とは無関係に、政治的闘争の為のスローガンとなるのである。勿論、政治的自由主義に見られる宗教政策的主張、及び施行された諸々の憲法における宗教規定は、「宗教」を概念的に規定しようという意図の現れであり、こうした法的規定を根拠に自らの存在理由を喧伝する場合も、右に見たように十分あり得る。けれども、この場合にも法的規定が政治的武器として利用されていることに変わりはない。

ヴァイマル憲法が、所謂「宗教団体」だけでなく、「世界観団体」をも「信教の自由」という基本権の下に保護を与えたということは、一九一九年までの政治的闘争の所産であり、既述したようにその実際の適用が如何なるものであつたとしても、「宗教」に関する社会的認知様態に画期的な変容を齎したことは否定出来ない。このように社会内部で「宗教」に対する認知様態が変容したことは、非教会的宗教並びに世界観団体の活動の活発化と関連

している。初めてではないにしても、公に「信教の自由」、「良心の自由」が謳われたことにより、非教會的宗教団体がこうした基本権の条項を闘争概念として利用することが可能になった訳である。従つて、現実的には教會による宗教的独占状況が継続している限り、厳密に表現するならば、社会的並びに政治的に影響力を有しているのが兩教會であり、非教會的宗教団体は、社会的認知を或程度獲得したとしても、従前と変わらずその活動の場で不利益を蒙っていると認識されている限り、二流、三流の「宗教」ではなく、真正の「宗教」として社会内部で認知されることを、真正なる宗教的自由の実現を要求し続けることになる。これが、ヴァイマル期に非教會的宗教団体が置かれていた言説の場であつた。

こうした概念の場が変容を蒙り、闘争概念としての「宗教」が尖鋭化していく時期は、ナチズムの台頭と重なっている。党綱領第二四条で国民の宗教的基盤としての「実定的キリスト教」の立場に立つことを明言したナチ党のレトリックは、保守的、民族主義的キリスト者の心を捉らえ、強制的同質化政策を宗教的な領域で推進する一群へと成長した（「ドイツキリスト者」）。ヒトラーの政権掌握後は、党の親キリスト教的レトリックに鼓舞されて、ドイツにおける「宗教」はキリスト教であるという認識が再び社会全体に浸透し、党内外のキリスト者、非教會的宗教団体に意識的に属していない党员・非党员の間では、積極的にであれ消極的にであれ、兩教會を支援する方向で政治的決断が下されることになったのである。上述の、非教會的宗教者に対する弾圧は、こうした「宗教」観が一般的となった場で、州政府以下の次元で自発的に遂行された行為であつて、党の公式の立場に基づいてはいなかつたのである。こうした社会内部での「下からの」キリスト教化、「宗教」のキリスト教化が三三年当時、非教會的宗教団体が置かれていた言説の場であつた。

こうした言語的場において初めて、民族主義的宗教団体は自らの「宗教」的性格を公の場で喧伝し、少なくとも社会的認知を獲得し得るといふ判断を下したのであった。当時は、ナチ政権本来の反教會的イデオロギーは表に出ず、戦略的に親教會的ポーズがとられていた故に、兩教會が優遇され、法的な庇護の下に置かれているという認識が社会内部に広がっていた。故に「信仰運動」は、宗教の自由な行使が實質的に保証されていたヴァイマル期には殆ど顧慮することのなかつた、教會が有している公法的な権利というものが、事實的に有効であると判断したのである。そして、「信仰運動」が國家に対して法的承認を要求したのは、三三年の政治的・教會的動向を鑑みて、否定的にであれ肯定的にであれ、自らが或程度の社会的な認知を得た、即ち社会内で或一定の勢力になり得たといふ自己意識が醸成されたからである。けれども数年後に、こうした公法的な承認の実効性が幻想であることが明らかになった時点で、「信仰運動」、そして民族主義的宗教運動全体は運動としての推進力を失ってしまったのである。

このように、非教會的宗教団体が置かれていた言語的場は、教會のそれとは異なっており、後者にとつて自己自身の現実そのものであった「宗教」は、前者にとつては、教會による独占を打破するような次元が獲得されるべき、将来へ向けられた概念であつた。こうした、近代ドイツ社会の中で「宗教」概念が持つた含意の揺れは、当時の政治的及び社会的情況の変化に起因するものであり、直接的には、世俗化によつて求心力を喪失したにも拘らず、教會が「宗教」を體現し、社会内の「宗教」観を規定し続けていたことによる。民族主義的宗教運動の言語使用は、近代ドイツの政治及び社会の民族主義化という過程の中で、「宗教」観の新たな形成に与ろうとした一例であつたのである。

注

- (1) 含義(コンテキスト)の分析に基づく歴史記述に関しては、例えば以下を参照のこと。Enlich, Konrad: „Über den Faschismus sprechen—Analyse und Diskurs“, in: Ders. (Hrsg.): *Sprache im Faschismus*, Frankfurt/M.: Suhrkamp, 1989, S. 7-34.
- (2) Lijenthal, A.: *Die Staatsansicht über die Religionsgesellschaften nach Artikel 137 der Reichsverfassung*, Berlin: Carl Heymann 1925, S. 5f.; Schoen: „Der Staat und die Religionsgesellschaften in der Gegenwart“, in: *Verwaltungsarchiv. Zeitschrift für Verwaltungsrecht und Verwaltungsgerichtsbarkeit*, 29. Bd., 1922, S. 3; Weber, Werner: Art.: „Religionsgesellschaften“, in: *RGG³*, Bd. 5, Sp. 994.
- (3) Weber, Werner: „Das kirchenpolitische System der Weimarer Reichsverfassung im Rückblick“, in: Ders.: *Staat und Kirche in der Gegenwart. Rechtswissenschaftliche Beiträge aus vier Jahrzehnten*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) 1978, S. 313.
- (4) Weber, Werner: „Die kleinen Religionsgemeinschaften im Staatskirchenrecht des nationalsozialistischen Regimes“, in: Bachof, Otto u. a. (Hrsg.): *Forschungen und Berichte aus dem öffentlichen Recht. Gedächtnisschrift für Walter Jellinek*, München: Günter Olzog 1955, S. 107; Groschopp, Horst: *Dissidenten. Freidenkeri und Kultur in Deutschland*, Berlin: dietz, 1997, S. 16ff.
- (5) Schoen, a.a.O., S. 16ff.; Weber, Werner: *RGG³*, Sp. 994.
- (6) Lijenthal, a.a.O., S. 10ff.; Schoen, a.a.O., S. 29; Weber, 1978, S. 319.
- (7) Lijenthal, a.a.O., S. 62f. 両教会以外に公法人格を所有している宗教団体としては、例えば、ヘルンフォート兄弟団、メノナイテ教会、バプテリスト教会、メソジスト教会、ユダヤ教会、自由宗教集会等が存在した。Weber, *RGG³*, Sp. 994.
- (8) Schoen, a.a.O., S. 18f.
- (9) Weber, 1978, S. 324. こうした形骸化の過程は、ヴァイマル期に次々に締結された各州教会及びカトリック教会と諸州政府との条約が例証してゐる。
- (10) Weber, 1936, S. 11-25を参照のこと。
- (11) Buchheim, Hans: *Glaubenskrise im Dritten Reich*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, S. 80ff.
- (12) 所謂「教会闘争」に関つては以下を参照のこと。Meier, Kurt: *Der Evangelische Kirchenkampf*, 3 Bde., Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1976-1984; Ders.: *Die Deutschen Christen*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1964; Scholder,

- Klaus: *Die Kirchen und das Dritte Reich*, Bd. 1, Frankfurt, Berlin, Wien: Propyläen, 1977, Bd. 2, Berlin: Siedler, 1985.
- (13) Link, Christoph: „Staat und Kirchen“ in: *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 4: *Das Reich als Republik und in der Zeit des Nationalsozialismus*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt 1985, S. 1003. 以下の記述は、同じ頁論文 S. 1002-1016 を参照のこと。
- (14) Weber, 1952, S. 365ff. u. S. 373.
- (15) Haug, Werner: *Das Reichsministerium für die kirchlichen Angelegenheiten*, Berlin: Junker und Dünhaupt 1940, S. 5f.; Meier, Kurt: a.O., Bd. II, S. 68f.
- (16) Haug, a.O., S. 11.
- (17) Haug, a.O., S. 13ff.
- (18) 以上の記述は、Haug, a.O., S. 23-32 を拠る。
- (19) Weber, 1955, S. 105f.
- (20) 例えば、バプテイスト教会は公法人格取得に付随する教会税課税権を行使せず、ユタヤ教会からは公法人格が剝奪され、自由宗教集会は弾圧され禁令を下された。
- (21) 例えば、マルクス主義的無神論運動、キリスト教批判の反神学的立場 (D・F・シュトラウス)、『ダーウィニズムの進化論に依拠する生物学的立場 (E・ハッケル)』、社会ダーウィニズムの立場 (優勢学或いは人種生物学) 等が挙げられる。Nipperdey, Thomas: *Religion im Umbruch*, München: C. H. Beck 1988, S. 124-128.
- (22) *Die Freireligiöse Bewegung—Wesen und Auftrag*, als Gemeinschaftsarbeit herausgegeben vom Bund Freireligiöser Gemeinden Deutschlands—Freie Religionsgemeinschaft, Selbstverlag, o. J. [1959]. *自由のWesen und Auftrag* 参照。
- (23) Best, Heinrich: Weege, Wilhelm: *Biographisches Handbuch der Angeordneten der Frankfurter Nationalversammlung 1848/49*, Düsseldorf: Droste 1998, S. 480 を参照のこと。
- (24) Nanko, Ulrich: *Die Deutsche Glaubensbewegung*, Marburg: diagonal 1993 を参照のこと。
- (25) Nanko, a.O., S. 183ff.; Bronder, Dietrich: „Die Geschichte des Bundes Freireligiöser Gemeinden bis 1945“, in: *Wesen und Auftrag*, 1959, S. 83ff.
- (26) Nowak, Kurt: Art.: „Deutschgläubige Bewegungen“, *TRF*, Bd. 8, 1981, S. 554.
- (27) 本稿で「民族主義的」を訳出した原語は *völkisch* である。この概念に関しては以下を参照のこと。シュローシ・L・モッセ著

- 植村和秀他訳『フェルキッシュ革命—ドイツ民族主義から反ユダヤ主義へ』柏書房、一九九八年、「記者あとがき」四〇四頁。
 深澤英隆「宗教学と政治神学の『拒絶』—ゲルマン主義宗教学の帰趨」『現代思想』一九九五年十月号、二一〇頁注2。
 (28) Weinel, Heinrich: Art.: „Völkische Religion“, *KCC*², Bd. 5, 1931, Sp. 1617-1623.
 (29) Forster, Leonard: „The New Paganism and The Old Teutonic Religion“, *German Life and Letters*, II 2, Jan. 1938, p. 119-121.
 (30) Linse, Ulrich: *Barfüßige Propheten*, Berlin: Wolf Jobst Siedler 1983, S. 143ff. (ウルリヒ・リンゼ著、奥田隆男他訳『ツェマル共和国の予言者たち』シネルヴナ書房、一九八九年)。
 (31) 「信仰運動」に参与した団体に関しては以下を参照のこと。Nanko, a.a.O., S. 39ff.
 (32) Nanko, a.a.O., S. 278ff.; Buchheim, a.a.O., S. 186ff.
 (33) Linse, a.a.O., S. 145f.
 (34) Nanko, a.a.O., S. 115f.
 (35) Hauer, J[akob] W[ilhelm]: „Die völkisch-religiöse Bewegung und das Christentum“, *Der Wille*, 1. Jg., H. 3, Ernting/August 1932, S. 103; Nanko, a.a.O., S. 116.
 (36) Hauer: a.a.O., S. 97 u. S. 100-103.
 (37) Nanko, a.a.O., S. 96ff.
 (38) „Vortrag Professor Hauer. Des Reiches Mitte. Das Religiöse in der Gestaltung von Volk und Staat“, Bundesarchiv Koblenz, Nachlaß Hauer, Order-Nr. 49, Akten-Nr. 209f. und Nr. 240-244.
 (39) Bergmann, Ernst: *Die deutsche Nationalkirche*, Breslau: Ferdinand Hirt 1933. この文献の概略に関しては以下を参照のこと。深澤英隆「ポスト神学時代の政治支配と宗教—E・ヘルツマンの宗教構想とその挫折」小岸昭他編『ファシズムの想像力』人文書院、一九九七年、四三三—四四五頁。
 (40) „Aussprache über Vortrag Hauer“, Bundesarchiv Koblenz, Nachlaß Hauer, Order-Nr. 49, Akten-Nr. 73.
 (41) Dierts, Margarete: *Jakob Wilhelm Hauer. 1881-1962*, Heidelberg: Lambert Schneider, S. 214ff.; Nanko, a.a.O., S. 210f.
 (42) Dierts, ebd., 巻2 S. 217.
 (43) Reventlow, Graf Ernst: „Gleichberechtigung für deutsche Nichtchristen! Der evangelische Kirchenstreit“, *Reichswart*,

14. Jg., Nr. 23, 11. Juni 1933, S. 1f.

- (44) Nanko, a.a.O., S. 122f.
- (45) Reventlow : „Religiöse Bewegung und Kirchenbewegung“, *Reichswart*, 14. Jg., Nr. 27, 9. 7. 1933, S. 2
- (46) Reventlow : „Die religiöse Frage. Frei oder auf Geleisen?“, *Reichswart*, 14. Jg., Nr. 29, 23. 7. 1933, S. 2.
- (47) Ebd.
- (48) *Verfassungsänderung oder Revolution der Kirche? Ein offener Brief an den Deutschen Evangelischen Kirchennusschub und an die Reichsleitung der Glaubensbewegung*, „*Deutsche Christen*“, Stuttgart : C. L. Hirschfeld, Juni 1933.
- (49) A.a.O., S. 2-8.
- (50) Hauer, J. W. : „Eine Arbeitsgemeinschaft der Deutschen Glaubensbewegung“, *Reichswart*, Jg. 14, Nr. 37, 17. 9. 1933, S. 3f.
- (51) *Protestantenblatt*, Jg. 55, Nr. 40, 1. 10. 1933.
- (52) Buchheim, a.a.O., S. 166f.
- (53) Buchheim, a.a.O., S. 167 ; Nanko, a.a.O., S. 166 ; Dierks, a.a.O., S. 236.
- (54) Nanko, ebd.
- (55) 西ヶ谷 亨 *Protestantenblatt*, Jg. 66, Nr. 36, 3. 9. 1933, Sp. 582.
- (56) Nanko, a.a.O., S. 120. 「ドイツの自由宗教者の言語使用として」 「第三帝国における第三の宗教」というテーマが挙げられることである。
- (57) Reventlow : „Religiöse Bewegung und Kirchenbewegung“, *Reichswart*, 14. Jg., Nr. 27, 9. 7. 1933, S. 1.
- (58) Nanko, a.a.O., S. 167.
- (59) 例として、以下を参照のこと。 Schäfer, Gerhard : *Die evangelische Landeskirche in Württemberg und der Nationalsozialismus*, Bd. 2, Stuttgart : Calwer 1972, S. 192, 617, 675.
- (60) 後者は、ハウナーが編集していた雑誌「来るべき共同体」一九三二年七月号のタイトルでもある。 *Kommende Gemeinde*, hrsg. im Auftrag der Köngener von J. W. Hauer, 4. Jg., H. 3, Juli 1932 : Ist das Christentum die Religion des deutschen Volkes? 及び、同書収録論文 Schmidt, Ernst Walter : „Ist das Christentum die Religion des deutschen Volkes?“, S. 24-41.

この論文は日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。